

発熱外来の 選定療養費について

当センターは紹介受診重点医療機関のため、紹介状なしで当センターを受診する場合は原則として選定療養費の徴収が義務化されております。

令和6年2月1日からは、発熱外来においても紹介状の持参がなく受診される場合には、選定療養費の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

病 院 長

Kasukabe
Medical
Center+